

プロポーザル募集要項

本事業は、岐阜関ヶ原古戦場記念館において、館内誘導、入館料の徴収、入館券の交付、映像展示の操作、展示室における監視及び体験型展示での監視・案内など運營業務の一部を行うと共に、来館者へ接遇を通じたホスピタリティーを提供する業務を委託するものです。

岐阜県では、本事業を効率的・効果的に行うための提案を募集します。

第1 募集の内容

1 委託業務名

岐阜関ヶ原古戦場記念館受付・監視等業務委託

2 業務内容等

別紙「委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

令和3年4月1日（木）から令和6年3月31日（日）までの間

4 委託費の上限

285,876,536円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 年度ごとの委託費の上限

令和3年度 100,777,512円

令和4年度 92,549,512円

令和5年度 92,549,512円

第2 応募に係る事項

1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、以下の条件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込日から評価会議（県が別に定める構成員により組織する「岐阜関ヶ原古戦場記念館受付・監視等業務委託プロポーザル評価会議」のことをいう。以下同じ。）の開催日までの期間内に受けていないこと。
- (4) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込日から評価会議の開催日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 過去10年間に、博物館等（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する博物館、同法第29条に規定する博物館に相当する施設又は博物館と同種の

事業を行い同法第29条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設（文部科学省の実施する社会教育調査の対象となる施設に限る。）のことをいう。）において、受付又は監視業務を受託した実績を有すること、若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく指定管理者の指定を受け博物館等を管理した実績を有すること。

2 企画提案書の作成

岐阜関ヶ原古戦場記念館受付・監視等業務委託企画提案書（様式4）により、事業を企画・提案してください。

なお、同企画提案書（様式4）で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

3 応募の手続等

（1）スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の公表・配布	令和3年1月26日（火）～同年2月25日（木）
② 募集要項等に関する質問受付	令和3年1月26日（火）～同年2月18日（木）
③ 参加申込受付期間	令和3年1月26日（火）～同年2月25日（木）
③ 企画提案書の受付期間	令和3年1月26日（火）～同年2月25日（木）
④ プロポーザル評価会議	令和3年3月上旬 [予定]
⑤ 審査結果の通知・公表	令和3年3月上旬 [予定]

（2）募集要項等の公表・配布

① 配布期間

令和3年1月26日（火）から同年2月25日（木）まで（休館日を除く。）
午前9時30分から午後5時まで

② 配布場所

岐阜県商工労働部観光国際局岐阜関ヶ原古戦場記念館 総務課総務係
（〒503-1501 岐阜県不破郡関ヶ原町関ヶ原 894-55）

※ 募集要項等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲載します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/list109-351.html>

※ 郵送での配布は行いません。

（3）説明会の開催、募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 説明会の開催

説明会は、開催しません。

② 質問書の受付期間

令和3年1月26日（火）から同年2月18日（木）まで

③ 質問書の提出方法

電子ファイル（ファイル形式は、Microsoft Word とする。）で作成した岐阜関ヶ

原古戦場記念館受付・監視等業務委託質問書（様式1）を岐阜関ヶ原古戦場記念館の電子メールアドレス（c23116@pref.gifu.lg.jp）に提出（※）すること。その他の方法による質問には回答を行わない。

※ 電子メールの件名に「【質問】岐阜関ヶ原古戦場記念館受付・監視等業務委託」と記載すること。

※ 岐阜関ヶ原古戦場記念館受付・監視等業務委託質問書（様式1）を提出した後、受付窓口（「第8 問合せ先及び各種書類の提出先」のことをいう。以下同じ。）に電話により到達の確認をすること。

④ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内の以下のページにて公開します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/list109-351.html>

（4）プロポーザル参加申込受付

① 受付期間

令和3年1月26日（火）から同年2月25日（木）まで（休館日を除く。）
午前9時30分から午後5時まで

② 提出方法

岐阜関ヶ原古戦場記念館受付・監視等業務委託プロポーザル参加申込書（様式2）を受付窓口まで持参又は郵送により提出（上記①の受付期間内に必着）すること。また、郵送の場合は、受付窓口で電話により到達の確認すること。

（5）企画提案書等書類の受付

① 受付期間

令和3年1月26日（火）から同年2月25日（木）まで（休館日を除く。）
午前9時30分から午後5時まで

② 提出書類

ア 岐阜関ヶ原古戦場記念館受付・監視等業務委託企画提案書（様式4）
イ その他添付書類

③ 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

④ 提出方法

第2の3の（5）の②の提出書類（以下「企画提案書等」という。）を受付窓口まで持参又は郵送により提出してください。ただし、第2の3の（5）の①の受付期間（以下「企画提案受付期間」という。）に必着とし、郵送の場合は、受付窓口で電話により到達の確認をしてください。

⑤ 注意事項

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格（無効）事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 応募者（岐阜関ヶ原古戦場記念館受付・監視等業務委託プロポーザル参加申込書（様式2）を受付窓口に提出した者のことをいう。以下同じ。）が企画提案受付期間に企画提案書等を提出しない場合
- イ 虚偽の内容を記載した書類を提出した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要項に記載した条件等を充足しないと認められる場合
- オ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ 他の応募者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- キ 事業者の選定終了までの間に、他の応募者に対して提案の内容を意図的開示した場合
- ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権・特許権等

提出された企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

複数の企画提案書等の提出は、できません。

④ 提出書類変更の禁止

企画提案受付期間が経過した後の企画提案書等の変更、差し替え又は再提出は認めません（軽微な修正を除く。）。

⑤ 返却等

提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書等の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。

⑦ その他

- ア 応募者が企画提案受付期間内に企画提案書等の提出をしない場合は、辞退したものとします。
- イ 応募者は、企画提案書等の提出をもって、本募集要項及び別添「委託業務仕様書」の記載内容に同意したものとします。
- ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- エ 企画提案書等の提出後に辞退をする場合は、評価会議の開催日前日（評価会議開催日前日が休館日の場合にあつては、その直前の開館日）の午後3時まで、岐阜関ヶ原古戦場記念館受付・監視等業務委託プロポーザル参加辞退届（様

式3)を受付窓口に持参又は郵送により申し出てください。

※ 郵送の場合は、郵送後、受付窓口に電話により連絡してください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
- ② 見積書は、提案金額の総額の他に年度別の内訳を記載してください。
- ③ 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額としてください。契約金額は、見積書記載金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）とします。

第3 提案評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された評価会議（岐阜関ヶ原古戦場記念館受付・監視等業務委託プロポーザル評価会議）が行います。

なお、評価会議では、提案者（企画提案書等を提出した応募者のことをいう。以下同じ。）が提出した企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行った上で質疑応答を受け、それらの内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し審査し、最優秀提案者を選定する。

2 評価会議

(1) 開催日時

令和3年3月上旬（予定）の県の指定した時間に開催する。

(2) 開催場所

県が指定する場所（岐阜県不破郡関ヶ原町内）

(3) 企画提案の時間（予定）

- ① プレゼンテーション 20分間以内
- ② 質疑応答 15分間程度

(4) 注意事項

- ① 開催日時及び開催場所、各提案者の開始時間は後日通知します。
- ② プレゼンテーションに参加する人数は、1提案者当たり2名までとします。
- ③ パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。企画提案受付期間内に提出した企画提案書等のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ④ 評価会議当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ⑤ プロポーザルに参加した提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできません。

⑥ 指定時間に遅れた場合は、評価会議への参加を認めません。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

4 最優秀提案者の選定

基準点を満たしており、かつ、評価会議構成員の各評価点の合算が最高点の者を最優秀提案者として選定します。

ただし、最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、評価点及び提案金額が同じである者が複数者いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

5 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者として選定します。また、基準点に満たない場合、または提案者がない場合には、再度公募を実施します。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに各提案者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表します。

- (1) 最優秀提案者の名称及び評価点
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の評価点（得点順） ※ただし、提案者が2者の場合は公表しない。
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 評価会議構成員の氏名
- (6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合はその理由

第4 契約の締結

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案の内容が基本となりますが、協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、委託事業の実施に当たっては、関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはで

きません。

3 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

5 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期すため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了又は契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

最優秀提案者が、評価会議の開催日から本契約締結の日までの期間内に県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第8 問合せ先及び各種書類の提出先

〒503-1501

岐阜県不破郡関ヶ原町関ヶ原894-55

岐阜県商工労働部観光国際局岐阜関ヶ原古戦場記念館（総務課総務係）

電話番号：0584-47-6070（午前9時30分から午後5時まで）

電子メールアドレス：c23116@pref.gifu.lg.jp